



## 第26回黒潮町議会6月定例会会議録

平成26年6月11日 開会

平成26年6月19日 閉会

黒 潮 町 議 会

## 黒潮町議会 6 月定例会会議状況

| 月 日      | 曜日 | 会 議 | 行 事                                 |
|----------|----|-----|-------------------------------------|
| 6 月 11 日 | 水  | 本会議 | 開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・委員会付託           |
| 6 月 12 日 | 木  | 休 会 | 委員会                                 |
| 6 月 13 日 | 金  | 休 会 | 委員会                                 |
| 6 月 14 日 | 土  | 休 会 | 休 会                                 |
| 6 月 15 日 | 日  | 休 会 | 休 会                                 |
| 6 月 16 日 | 月  | 本会議 | 一般質問                                |
| 6 月 17 日 | 火  | 本会議 | 一般質問                                |
| 6 月 18 日 | 水  | 本会議 | 一般質問                                |
| 6 月 19 日 | 木  | 本会議 | 一般質問・委員長報告・<br>委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会 |

黒潮町告示第 44 号

平成 26 年 6 月第 26 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 26 年 6 月 4 日

黒潮町長 大 西 勝 也

記

- |     |   |                  |
|-----|---|------------------|
| 1 期 | 日 | 平成 26 年 6 月 11 日 |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

平成26年6月11日(水曜日)

(会議第1日目)

応招議員

|     |      |     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|-----|------|
| 1番  | 小松孝年 | 2番  | 小永正裕 | 3番  | 西村將伸 |
| 4番  | 坂本あや | 5番  | 亀沢徳明 | 6番  | 宮地葉子 |
| 7番  | 矢野昭三 | 8番  | 山崎正男 | 9番  | 藤本岩義 |
| 10番 | 明神照男 | 11番 | 森治史  | 12番 | 宮川徳光 |
| 13番 | 池内弘道 | 14番 | 濱村博  | 15番 | 下村勝幸 |
| 16番 | 山本久夫 |     |      |     |      |

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|         |      |        |      |
|---------|------|--------|------|
| 町長      | 大西勝也 | 副町長    | 松田春喜 |
| 総務課長    | 武政登  | 情報防災課長 | 松本敏郎 |
| 税務課長    | 金子富太 | 住民課長   | 金子富太 |
| 健康福祉課長  | 宮川茂俊 | 農業振興課長 | 森下昌三 |
| まちづくり課長 | 森田貞男 | 産業推進室長 | 門田政史 |
| 地域住民課長  | 村越豊年 | 海洋森林課長 | 浜田仁司 |
| 建設課長    | 今西文明 | 会計管理者  | 矢野雅彦 |
| 教育委員長   | 山下一夫 | 教育長    | 坂本勝  |
| 教育次長    | 畦地和也 |        |      |

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

4番 坂本あや

5番 亀沢徳明

## 議事日程第1号

平成26年6月11日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第16号（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第4 議案第7号から議案第15号まで

（提案理由の説明・質疑・委員会付託）

●町長から提出された議案

- 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 26 年度国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて  
(黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定事項の変更)
- 議案第 9 号 黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 黒潮町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 予算の執行に関する町長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について
- 議案第 13 号 平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算について
- 議案第 14 号 平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
- 議案第 15 号 黒潮町道の路線認定について
- 議案第 16 号 固定資産評価員の選任について

## 議 事 の 経 過

平成26年6月11日  
午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

ただ今から、平成26年6月第26回黒潮町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従って会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第99号から第101号までが町長から、報告第102号から第106号までが監査委員から提出されました。

議席に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本日までに受理した陳情書は議席に配付してあります文書表のとおりです。

陳情第35号から第38号までを総務常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告につきましては議席に、また、町長の行動報告につきましては全員協議会でそれぞれ配付してありますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

平成26年6月黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

新体制移行後の初めての定例議会となります。引き続き、真摯（しんし）に対応を心掛けてまいりますので、慎重なご審議を賜りますよう、よろしくお願い致します。

それでは、6月議会定例会での行政報告をさせていただきます。

初めに、6月4日、5日に発生した大雨災害の対策について報告させていただきます。

去る、6月4日から5日に発生した大雨は黒潮町で約400ミリの累計雨量を記録し、幸い人的被害は発生しなかったものの、橋や道路の崩壊、土石流や土砂崩れ等が多数発生し、近年にない大きな災害のつめ跡を残すことになりました。

黒潮町では、4日の20時05分に大雨警報および洪水警報が発令され、21時30分に災害対策本部を設置し、対応を行ってまいりました。

今回の大雨では、伊与木川と蛸瀬川ではらん危険水位を超えたことから、小黒ノ川、市野々川、ならびに横浜、浜町、明神、会所、町分、下分、大和田、馬地、坂折、上分、ならびに大方地域の上田の口に避難勧告を行いました。また、小川地区におきましても、猿飼川のはらん状況と小川区長の要請を受け、同じく避難勧告を行ったところでございます。

今回、避難勧告を行った地域は14地区1,244世帯、2,725人で、開設した15の避難場所への避難者数は、6日の0時15分時点が最大で28世帯、38人でございました。

被害の詳細につきましては、関係する部署で取りまとめを行っている最中ではありますが、6月9日現在で、公共土木施設関連で崩土等災害箇所は34件あり、うち、道路の路側決壊2件、のり面崩壊2件、河川の護岸崩壊6件、橋りょう1件の計11件を災害復旧事業に申請予定でございます。崩土撤去等により20件は復旧済みでございます、アスファルト破損2件は後日修繕予定としております。

林道7路線につきましても、29件の路欠および土砂崩れのなどの被害がございました。

農業用施設関連は、田畑など農地26件、農道、水路などの農業用施設54件、谷からの土砂流出10件となっております。

また、幡多農業振興センターの調べによりますと、ビニールハウスなどの施設被害は、パイプや柱の損壊が2棟、また温風加温機が2台水没被害に遭い、総被害面積は0.26ヘクタール、被害金額は110万6,000円となっております。

農作物の被害につきましては、水稻0.58ヘクタール、被害額46万2,000円。ショウガ0.13ヘクタール、被害額24万9,000円。ニラ1.39ヘクタール、被害額49万2,000円。オクラ0.02ヘクタール、被害額3万円となっており、総被害面積2.12ヘクタール、また、総被害額は123万3,000円となっております。これら農業施設、農作物を合わせた被害総額は233万9,000円でございます。

さらに、灘漁港の水路で土砂の埋設、そして、佐賀漁港のカツオの活餌の被害の報告も出ております。

また今回は、国土交通省四国地方整備局より緊急災害対策派遣隊の派遣を初めて受け、復旧対策に大きなご支援を賜っておるところでございます。

今後、復旧対策に全力で取り組みますとともに、これから風水害の発生しやすい季節となりますが、より一層、防災体制の引き締めを行い、地域の皆さまとともに災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと思います。

次に、南海地震、津波対策の関連事業につきましては、3つの取り組みについてご報告をさせていただきます。

まず、地区防災計画の取り組みについてでございます。

東日本大震災は、防災における地域コミュニティの重要性を思い知らせてくれました。地域コミュニティが災害に強くなければ、また地域コミュニティが防災に取り組まなければ、自らの命を守ることも、家族の命を守ることも、そして地域を守ることもできないということを学びました。その教訓から、国は災害対策基本法の中に、わがこととして感じられる手づくりの防災計画、いわゆる地区防災計画の制度を創設致しました。

南海トラフ巨大地震における国の新想定で日本一厳しい数値を突き付けられた黒潮町でも、津波からの避難をあきらめず、一人の犠牲者も出さないという目標を掲げ、地域の課題を細分化し具体的な対策に反映していく取り組みを強化してきたところでございますが、さらなる取り組みとして、黒潮町地域防災計画の中に地区防災計画を規定し、自主防災組織単位の防災計画の策定を推進してまいりたいと思います。

具体的な取り組みとして、7月から8月にかけて各消防団管轄地区別に説明会を開催し、策定を希望する地区を募り、平成26年度から27年度にかけて、防災地域担当職員が支援をする形で地区防災計画の策定を目指してまいります。

また、これまでに進めてまいりました世帯別津波避難カルテにつきましても、この計画に活用するとともに更新を図ってまいります。

地区防災計画は、それぞれの地区が主体的に策定をするものであり義務ではございませんが、計画の出来不出来が、当事者である地区住民の生命や財産に大きく影響してくるであろうといわれており、黒潮町の防災、減災の取り組みが新たな段階に入ってくることになります。

次に、避難行動要支援者名簿の作成についてご報告させていただきます。

平成25年6月に災害対策基本法が改正されたことに伴い、災害時に一人では避難することが困難な方の避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。

名簿には、高齢者や障がい者、難病の方、乳幼児、妊産婦、外国人などの中から、災害時の避難の際、特に支援が必要な方を名簿に登録することとなります。

この避難行動要支援者名簿の登録基準につきましては、市町村ごとに基準の作成をし、市町村が持っている住民基本台帳や介護保険・要介護認定情報、障がい者手帳取得者情報などの情報により名簿を作成することとなります。

また、名簿に登録されましたご本人から同意をいただくことにより、消防機関や警察、民生児童委員、自主防災組織など、避難支援の関係者にその情報を提供し、災害時の避難行動のほか、日ごろの見守り活動などに活用していただくこととなります。

さらに、同意をいただきました方につきましては、ご本人やご家族と地域の自治会や自主防災組織の方々などで話し合いを行いながら、いざというときにご本人の状態に合った避難支援が行われるよう、具体的な個別計画を作成することと致しております。

今後、町では、地域の皆さまや社会福祉協議会、民生児童委員の皆さまと連携やご協力を賜わりながら、避難行動要支援者名簿および個別計画の作成に取り組んでいくことと致しておりますので、ご報告させていただきます。

住民の皆さま、議会の皆さまにおかれましては、避難行動要支援者名簿、個別計画の取り組みにつきましてご理解を賜わり、ご支援、ご協力をお願いするところでございます。

次に、防災教育について報告させていただきます。

本年度から、群馬大学、片田敏孝教授ほか関係者各位のご指導を得て、黒潮町の防災教育を一層加速していく予定であることから、去る5月に、片田教授、京都大学の矢守克也教授ほか4名の方をお招きし、第1回の防災教育関係者の会議を開催致しました。

黒潮町における防災教育事業は、自分の命は自分で守る授業のための防災教育カリキュラムの作成にとどまらず、児童生徒が主体的に考え行動すること、友達を思いやりいじめを生まないこと、ふるさとを愛し誇りに思うこと、学力が定着し向上することなど、本来教育が目指さなければならないことに効果を発揮する防災教育を目指します。

今後、黒潮町が取り組む防災教育は、次の世代をはぐくむための教育であり、そのためにも黒潮町の各政策と一致した取り組みが重要であることから、黒潮町全体での取り組みを進めてまいります。

この新たな防災教育を継続していくことで、災害から命を守る防災文化を醸成するだけでなく、まちづくりや産業振興にも主体性を持って積極的に挑戦できる人材の育成に努めてまいります。

続きまして、太陽光発電事業の取り組みについて報告させていただきます。

平成24年7月に固定価格買取制度が開始されたことに伴い、県が進めるこうち型地域還流再エネ事業スキームにより、太陽光発電事業を県とともに事業化を行いました。

平成25年12月にパートナーとして福留開発株式会社様を迎え、協定を締結し、平成26年4月には、こうち・くろしお太陽光発電株式会社を設立。平成26年5月26日に、官民出資型としては県内2例目となります太陽光発電所の起工式を行いました。5月から9月に、土木工事、排水工事、基礎工事を行い、7月から10月に、太陽電池の据え付け、電気工事を終え、11月ごろに運転開始の予定としております。出力500キロワット、年間発電量約67万キロワットアワーで小規模とはなりますが、一般家庭で換算しますと約180世帯分となります。

町としましては、配当金のほかに固定資産税、土地の使用料の収入がございますが、環境保全や防災事業等に活用していきたいと考えております。

次に、黒潮町さが交流拠点施設、道の駅なぶら土佐佐賀について報告させていただきます。

さが交流拠点施設、道の駅なぶら土佐佐賀が3月26日に落成、4月14日にオープンを致しました。

当施設は黒潮町、広くは幡多の玄関口に位置する施設であり、町内および幡多地域の各施設との連携を図り、観光等の情報発信の拠点施設となるよう、また、訪れる方々の憩いの場、安らげる空間となるよう、指定管理者である株式会社なぶら土佐佐賀が運営を行っておるところでございます。

漁業が盛んな地域であることを生かし、カツオをはじめ新鮮な鮮魚や、その他の農林水産物の販売も実施しており、なぶらという名前の由来のとおり、カツオの群れがわき立ち集うように来場者が訪れてくれることを期待しているところでございます。

オープンからの運営事業に係るレジ通過者および収入実績は、4月の17日間は1万6,693人、1,454万3,000円、5月は2万7,887人、2,499万2,000円であり、順調なスタートとなっております。

最後になりますが、平成25年度普通会計等の決算見込みの概要について報告させていただきます。

平成25年度普通会計の決算は、積極予算の中でも財政健全化に努めた結果、歳入から歳出を単純に差し引いた形式収支は約4億円になる見込みでございます。このうち、繰越財源の約1億1,100万を差し引いた実質収支が2億8,900万円程度の黒字となる見込みでございます。

次に、ほかの8つの特別会計の決算についてでございますが、国民健康保険事業特別会計につきましては、1億8,200万の大幅な赤字となる見込みでございます。このことから、引き続き繰上充用を行う補正予算を5月31日付で専決処分をし、今議会で承認をいただくこととさせていただいております。

他の特別会計は、給与等集中処理特別会計と後期高齢者医療保険事業特別会計のゼロ決算以外は、すべて黒字決算となる見込みでございます。

今後も南海地震対策や庁舎移転建設などの大型事業を控えておりますので、起債残高も増加が予想されることから、今まで以上に慎重な財政運営を心掛けていかなければならないと考えます。今後も、議員の皆さまをはじめ、町民の皆さま方のご理解、ご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

以上、行政報告とさせていただきます。

続きまして、平成26年度施政方針ならびに所信を申し上げます。

平成26年度一般会計および特別会計当初予算案につきましては、本年の3月の第24回黒潮町議会定例会でご審議いただき、併せてご承認をいただいたところでございますが、4月には町長選挙が予定されていたため、一部の政策的経費を除いた骨格予算とさせていただいております。そこで、本議会で肉付け予算を計上させていただきますとともに、今年度の町政運営の基本方針および主要施策について、その概要を説明し、施政方針ならびに所信を申し上げます。

平成24年3月31日に南海トラフ地震の新想定が内閣府より公表されてから、早2年が経過を致しました。34メートルという日本一の津波想定高は、一步間違えれば町の存続も危ぶまれる危機的状況ともなり得るものでございましたが、住民の皆さまの積極的な参加、参画を得ての防災ワークショップの開催や、各地区での自主的な避難訓練の実施など、防災意識の高まりは行政運営の強力な後押しともなり、そのことが町内の活性化の一助ともなっております。また、防災インフラの整備も着実に進み、中核施設である黒潮消防署の移転も完了をしました。防災関連産業の性格も有している缶詰製作の構想も、株式会社の設立および研究施設でありますラボ工場の建設が完了をし、これまでの取り組みに加え、防災が新たなまちづくりの核として認識されるようになりました。

政府はアベノミクスと称される経済政策を実施し、デフレ脱却に向けて取り組みを進めており、大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢とも呼ばれる諸政策の実施により、日本経済の景気は回復基調を迎えております。そのことは最初に金融経済に表れ、昨年5月には4年ぶりに円相場が1ドル100円台まで回復し、年末の12月には6年ぶりに日経平均株価が1万6,000円台まで上昇致しました。また、ケインジアン的な大規模な政府支出は有効需要を創出し、経済成長率の拡大に寄与しております。本年5月発表の速報値によりますと、昨年度の実質GDP成長率は2.3パーセント、名目GDP成長率は1.9パーセントとなっており、経済見通しは下回ったものの、東日本大震災前の平成22年度以来の高い水準となっております。また、前年度比のGDPデフレーターは、昨年度はマイナス0.4パーセントと平成10年度以来の高い数値となっており、デフレ脱却のトレンドが見取れます。しかしながら、経済指標は良好な数値を付け始めましたが、まだまだ完全な復調とはいかず、引き続き経済対策が望まれます。

社会保障と税の一体改革により、本年4月より17年ぶりに消費税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられました。このことは可処分所得の減少に直接的につながるため、一時的な景気の冷え込みが予測されておりましたが、現在までのところでは景気の減速は小幅にとどまるとの見通しも出ております。人口減少社会と超高齢社会を迎え、増え続ける社会保障費と悪化し続ける国の債務問題をどのように解決していくのか、国民的な議論による新たな制度設計が必要となっております。

厚生労働省の施設等機関である国立社会保障・人口問題研究所により昨年12月に出された報告書によりますと、本町人口は11年後の2025年には8,408人、さらに、その15年後の2040年には6,657人と推計をされております。また、2025年には65歳以上の高齢人口が15歳から64歳までの生産年齢人口を超えることが推計されており、肩車型社会が全国より30年ほど早く到来することとなっております。Iターン、Uターンなどによる移住対策や、雇用の場の創出による人口流出対策などによって人口減少や高齢化を押しとどめることも重要でございますが、併せて、人口が減少し高齢化が進む中でも、安心して生活していくためのさらなる環境整備も必要となっております。

本町の財政状況は、平成24年度決算で地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の大きさを表す標準財政規模は50億1,065万円、地方公共団体の財政力の強さを表す財政力指数は0.20、標準財政規模に対する実質収支の割合を表す実質収支比率は1.8パーセントとなっております。平成24年度決算での普通会計歳入決算額は86億9,587万2,000円、歳出決算額は84億597万8,000円で、実質収支が9,005万9,000円の黒字、経常収支比率は89.2パーセントとなっております。財政健全化判断基準に基づく4指標のうち、実質公債費比率は11.2パーセント、将来負担比率は17.1パーセント、実質赤字比率および連結実質赤字比率はともに黒字で、公営企業に係る資金不足比率を含め、早期健全化基準、財政再生基準を下回っております。また、平成24年度決算での地方債残高は106億2,283万5,000円、積立金現在高は43億7,107万2,000円となりました。

以上の点を踏まえ、平成26年度の予算編成に当たっては黒潮町総合振興計画に基づき、人が元気、自然が元気、地域が元気なまちづくりに向け、防災対策の充実、高齢者福祉施策の充実、産業振興による雇用の創出、生きる力をはぐくむ教育の充実、社会資本整備の推進、地域支援施策の充実の6点を重点項目とし、3月提案の骨格予算と今回提案の肉付け予算の、2度に分けての予算編成となりました。

今議会に提案させていただきます肉付け予算後の予算の概要は、一般会計が100億761万6,000円で、昨年度の6月議会後予算と比較しますと8.1パーセント、7億4,733万9,000円の増額となっております。12特別会計を一般会計に加え重複分を除いた純計額は139億6,785万2,000円で、前年度比6.3パーセント、額にして8億3,160万8,000円の増となっております。

一般会計の歳出を性質別で見ますと、義務的経費は職員数の減少などにより人件費は5,251万1,000円の減、扶助費は老人保護措置費や児童手当は減額予算となったものの、障害者自立支援給付費の大幅な増などにより508万7,000円の増、公債費は今年度4億9,118万3,000円の繰上償還を計画しているため4億4,285万3,000円の増となり、義務的経費全体では3億9,542万9,000円の増となっております。投資的経費は、田ノロ小学校屋体耐震補強事業や庁舎移転事業の用地補償費等を新規事業として計上する一方で、道の駅整備事業や携帯電話エリア整備事業の終了、また都市防災総合推進事業、都市再生整備計画事業、避難道等整備事業などの大型事業の年度間調整による予算減などにより、全体では3億9,821万2,000円の減となっております。

その他の経費は、物件費が消費税率引き上げに伴う積算単価の増や制度改正に伴うシステム改修費の増などにより5,441万9,000円の増、補助費等はレンタルハウス整備事業費補助金を申請見込者数の減により減額としたものの、新たに臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の計上などにより2,212万円の増、積立金は庁舎移転に伴う補償金の基金化や、緊急防災・減災事業債の一般財源相当分を補てんするための県交付金の積立などにより6億9,775万8,000円の増、繰出金は地方消費税増税分の充当による国民健康保険繰出金の増や基金取り崩し振替分による情報センター事業特別会計への繰出金の増などにより3,092万6,000円の増となっており、合計して7億5,012万2,000円の増となっております。

次に、歳入は、自主財源のうち町税は平成25年度の調定見込額より前年度比1.3パーセント増の7億8,092万7,000円を、繰入金は地方債の繰上償還を実施するための減債基金の取り崩しや、平成25年度に地域の元気臨時交付金を原資として積み立てた施設等整備基金の取り崩しなどにより、前年度比233.4パーセント増の6億9,600万7,000円を、諸収入は国道56号大方改良による庁舎移転の補償費などにより248.8パーセント増の6億6,947万3,000円を見込みました。依存財源のうち地方交付税は、地財計画による影響と基準財政需要額の公債費の伸びにより前年度比0.5パーセント増の39億円を、地方消費税交付金は4月からの地方消費税率改正により前年度比17.6パーセント増の1億1,280万円を、国庫支出金は事業完了による地域の元気臨時交付金の皆減や、都市防災総合推進事業や都市再生整備計画事業の年度間調整による交付金の減などにより、前年度比29.4パーセント減の6億539万4,000円を、県支出金は道の駅整備事業や携帯電話エリア整備事業の完了などによる減額分はあるものの、緊急防災・減災事業債等の対象事業と借入額を勘案して交付される津波避難対策等加速化交付金の大幅増などにより、前年度比7.8パーセント増の11億6,134万5,000円を見込んでおります。また、地方債は普通建設事業の減により、前年度比16パーセント減の14億6,860万円を計画致しました。

続いて、各種施策について申し上げます。

まず、農業の振興について申し上げます。

2010年世界農林業センサスによりますと、本町の販売農家数は平成12年から平成22年の10年間で201戸、約27パーセントも減少致しています。また、農業従事者の高齢化と耕作放棄地の拡大は大きな問題となっており、本町の基幹産業であります農業の維持、発展には新規就農者の確保が必要不可欠でございます。しかしながら、転出による人口減が進む中、高度な知識と多額の初期投資が必要な農業経営への新規参入のハードルは高く、また、多くを山間部が占める本町におきましては優良農地も限られております。このような中、新規就農者を確保しスキルアップを図っていくため、昨年度にはJA高知はたと協力をして黒潮町農業公社を設立致しました。公社の昨年度の経営状況は非常に目を見張るものがございました。大きな期待を持って今後の展開を見ていくことができると考えます。そのような中、昨年度に引き続きレンタルハウス整備事業やハウス整備事業などを実施し、農業者の経営基盤強化を図ってまいります。また、新規就農者研修支援事業や青年就農給付金などにより就農支援を引き続き行ってまいります。

林業の振興について申し上げます。

本町の林野面積は1万4,986ヘクタールであり、土地面積の79.5パーセントを占めております。そのうち人工林は8,545ヘクタールで、林野面積の57パーセントとなっております。人工林の多くを占める幡多ヒノキは銘木として有名でございますが、依然生育途中であり、十分な活用にはいましばらくの時間が必要です。一方で、この間の木材価格の低迷は林業後継者の確保を困難にしており、適切な間伐、保育がなされないまま放置された山林が現れてきております。そこで、昨年度に引き続き、森林経営計画作成支援などのための森林整備地域活動支援交付金や、森林組合の機器整備を支援する高性能林業機械整備事業などに取り組みます。また、新たに木質バイオマスの使用施設整備などのために木質資源利用促進事業や、公有林の有効活用のための公有林資源埋木調査なども計画を致しております。

次に、水産業の振興について申し上げます。

漁業は本町の主要産業の一つであり、特にカツオ一本釣り漁は全国に名をとどろかせ、本町はカツオの町としても有名です。海面漁業生産統計調査によりますと、毎年、本町の漁獲量の6割から7割をカツオが占めております。また、平成22年度国勢調査によれば本町の全就業者数の7.5パーセントを漁業従事者が占めておりますが、平成17年度国勢調査から比較しますと132人、24.3パーセントも就業者数が減少致しております。本年に入ってからカツオの不漁も言われた折、燃油価格の高騰などにも相まって、漁業経営は厳しさを増すばかりでございます。引き続き、種子島周辺対策事業や漁業生産基盤維持向上事業などにより漁業施設の利便性の向上を図るとともに、種苗放流事業や漁礁設置事業などによる漁業資源の減少対策、カツオ水揚げ促進事業などによる佐賀漁港の水揚げ増に向けた対策について取り組んでまいります。併せて、資源枯渇が危惧（きぐ）されるカツオにつきまして、資源保護措置の実行を国に強く訴えてまいります。

商工業の振興について申し上げます。

本町の商工業は、経営者の高齢化に伴う事業縮小や廃業、また、近隣市町村に建設された大型ショッピングセンターへの顧客流出などにより縮小の一途をたどっております。そこで、商工業の振興を図ることを目的とし、中小企業支援のための商工経営資金融資制度に基づく商工経営資金貸付金を引き続き予算計上致しております。また、町内での消費促進のため、地域商品券発行補助金も実施をしております。また、直販施設として整備をいたしました道の駅なぶら土佐佐賀が完成し、本年4月にオープンを致しました。大方地域にあります道の駅ビオスおおがたとともに、商業および観光の拠点としての利活用を図ってまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

本町では、入野海岸、入野松原やカツオ文化をメインコンテンツとした観光客誘致の拡大に取り組んでまいりました。海の恵みを生かしたこれらの観光資源により、平成25年度は63万人近くの入込客を記録しております。さらなる観光客の誘致を図るため、本町の強みであるスポーツ施設を生かしたスポーツ合宿支援助成金や、高知ファイティングドッグス公式戦に係る経費を計上致しております。また、新たに町内事業者で立ち上げられた観光ネットワークへの補助金なども計上しており、これまで以上に民間との連携を強化し、さらなる誘客に取り組んでまいります。

次に、雇用対策の充実について申し上げます。

高知労働局の発表によれば、県内の平成26年4月の有効求人倍率は0.82倍となり、過去最高値を記録した平成26年3月と同水準となっております。この間、建設業で求人が伸びており、雇用情勢の改善はアベノミクス効果によるものであることが見て取れます。しかしながら、雇用失業情勢は大きく改善を致しておりますが、依然として全国の有効求人倍率1.08倍と比較すると低水準であり、また、正社員求人が少ないなどの特徴が出ております。デフレ脱却を確かなものにするためにはさらなる雇用環境の改善は必要不可欠であり、そのためにも引き続き県の施策と連携をし、緊急雇用創出臨時特例基金事業や産業振興推進ふるさと雇用事業費補助金、

起業支援型地域雇用創造事業補助金などを活用し、雇用の場の確保、改善を図ってまいります。また、黒潮町缶詰製作所が完成をし、本年4月より開所を致しました。現在、一部商品の製造が始まっており、販売は秋ごろの予定となっております。戦略的な製品開発と販路拡大により、一日も早い大規模化による雇用の拡大、ならびに地域経済への多様な波及を実現できるよう取り組んでまいります。

次に、保健、医療の充実について申し上げます。

わが国の平均寿命は、生活環境の改善や医療の進歩により世界有数の水準に達しております。一方で、高齢化の進展は、生活習慣病のまん延とともに社会保障関係経費の増大の原因ともなっております。健康で元気に社会生活を送るためには一次予防が重要であり、その推進のためには各種団体との協働が必要不可欠です。健康づくり推進協議会や食生活改善推進協議会と引き続き協力をし、一次予防推進に取り組んでまいります。

二次予防につきましては、健康増進法に基づき各種がん検診などを行っているところでございますが、平成25年度の受診率を見ても、肺がん検診30.8パーセント、胃がん検診8.8パーセント、大腸がん検診17.8パーセント、子宮がん検診7.4パーセント、乳がん検診11.2パーセントと、低レベルにとどまっております。早期発見、早期治療に向けて、広報等による啓発活動や検診の個別通知などを行い、受診率の向上に努めてまいります。また、予防接種法の改正により成人用肺炎球菌がB類疾病となることとなりますが、それまでの期間、町独自の支援として肺炎球菌の予防接種に係る予算を本議会に新たに追加計上致しました。

本町の国民健康保険診療所の一つである拳ノ川診療所の常勤医師がご退任をされました。現在までのところ、新たな常勤医師が確保できておらず、幡多医師会などからの派遣による運営となっております。地域の皆さま方にはご不便をお掛けしておりますが、診療所の体制確立に向けて鋭意取り組んでおりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

次に、次世代育成および子育て支援対策の充実について申し上げます。

本町の少子化は年を追うごとに加速度を増しており、国勢調査結果によりますと、ゼロ歳から14歳までの年少人口は平成12年には1,885人、平成17年には1,540人、平成22年には1,257人と、この10年間で33.3パーセントも減少致しております。所得水準の低下と核家族化により子育て環境が悪化をする中で、国は新たに子ども・子育て支援制度による環境整備を進めております。本町におきましても、昨年度より子ども・子育て支援会議を設置し、児童福祉の向上に向けて取り組みを進めているところでございます。また、本年度予算では保育所の保護者の皆さま方からご要望いただきました佐賀保育所移転に向けて、基本計画策定等の予算を計上致しました。そのほかにも、乳幼児医療費助成事業、小中学児童医療費助成事業、多子世帯保育料軽減事業などを引き続き計画しております。

次に、地域福祉の充実について申し上げます。

人口構成やライフスタイルが大きく変化をし、地域社会という枠組みにまでその影響が及ぶ中、共助の精神はますます重要となっており、公助の制度の網の目から抜け落ちた人たちを受け止めるシステムづくりが重要となっております。本町ではこの間、県の施策と連動し、新たな福祉ネットワークとしてのあったかふれあいセンターを町内3カ所で立ち上げてまいりました。また、集落活動センターも北郷と佐賀北部の2カ所に、さらに、本年度より蛸瀬川流域地域に地域おこし協力隊の設置もできており、施策に厚みが付いてまいりました。引き続き地域と連携を取りながら、地域福祉の充実に向けて取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

本町の高齢化率は平成26年5月末現在で38.4パーセントとなっており、全国平均を大きく上回っております。住民基本台帳を見ますと本町の人口構成は団塊の世代の60歳代中盤をピークとしており、少子化が進む中では、高齢化率は今後さらに増加することは明らかとなっております。元気な高齢者が増える一方で、寝たき

りや認知症などが社会問題となっており、健康寿命をどのように伸ばしていくかは大きな課題です。そこで高齢者の生きがい対策として、生きがい活動支援通所事業や地区ふれあいサロン事業を実施してまいります。また、社会参加促進のための老人クラブ補助金やシルバー人材センター補助金なども引き続き行ってまいります。

次に、障がい者福祉の充実について申し上げます。

本町ではこれまでもノーマライゼーションの理念に立ち、障がいのある方もない方もお互いに尊重し、理解し、助け合いながら自己実現することができる共生社会を目標として、障がい者福祉の向上に向け取り組んでまいりました。引き続き国や県と連携しながら、重度心身障がい児者医療費助成金や住宅改造支援事業、心身障がい児者福祉手当などに取り組み、障がい者福祉の充実を図ってまいります。

次に、社会保障制度の充実について申し上げます。

市町村が運営する国民健康保険制度は、財政難により保険料の値上げと一般会計からの赤字繰入による運営が全国的に広がっております。本町におきましても、平成23年度決算より翌年度からの繰上充用によって赤字を補てんしており、解決に向けて抜本的な改革が必要となっております。3月の第24回定例議会では国保税の改正についてご審議いただいたところでございます。また、4月1日からの地方消費税率改正による増額分を原資として、本年度は国保会計への赤字補てん繰出金を3,000万円計上致しました。引き続き国保事業の安定運営に向け、医療費の適正化等の取り組みを続けてまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

教育基本法では、教育の目的は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の形成を期して行わなければならないとされております。小学校、中学校の義務教育期間は人格形成の重要な時期に当たり、適切な教育環境の整備は行政の責務です。また、社会の高度化、複雑化が進む中で、高等教育へのステップアップとして基礎学力の向上に向けての施策推進は避けて通れません。本町ではこの間、放課後の加力学習やチェックテストの導入、読書時間の確保など、学校ごとに特色ある教育を進めることによって基礎学習の定着を図ってまいりました。その成果は標準学力調査などでも表れてきており、継続した取り組みが必要となっております。そこで、学習のつまづきを解消するための学習支援員配置事業や学校図書館充実の学校図書館支援員配置事業などを引き続き実施し、基礎学力の向上を図ってまいります。また、ふるさと寄附金を原資とした基金を活用し、くろしお文庫として学校図書館の充実を図ってまいります。そのほか、防災教育事業で、文教施設では最後の事業となります田ノ口小学校屋体耐震補強事業などの防災関連事業も計上をさせていただいております。

特に防災教育事業につきましては、大学や専門家の協力を得ながら本町独自の防災教育カリキュラムづくりを行い、児童生徒の人格形成や主体性をはぐくむ防災教育の実践を通じて、黒潮町全体の地域防災力の向上を図ってまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

人々が生涯にわたり学び、学習の活動を続けていく生涯学習は、平成18年の教育基本法改正により、国民一人一人が学習により自己を磨き、豊かな人生を送ることを理念とすると明記されました。本町におきましても基本法の理念に立ち、大方あかつき館と黒潮町総合センターを拠点として、生涯学習の普及、拡大を図ってきたところでございます。引き続き、町民大学をはじめとする各種講演やイベント等により生涯学習の充実に向けて取り組んでまいります。

次に、文化財の保護、継承について申し上げます。

この間、本町の素晴らしい文化、歴史を後世に残すため、文化財の保護審議会や文化協会、また、地域の皆さま方のご協力を得、文化財保護を行ってきたところでございます。本町の歴史を後世に残していくため、町

史の編さんは必要不可欠であります。黒潮町での町史は作成しておりませんでした。そこで、本年度より3カ年をかけ作成することと致しました。関係各所には資料収集等でご迷惑をお掛けすることになりますが、どうかご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、自然環境の保全と活用について申し上げます。

豊かな自然が多く残る本町では、海や山からの恵みを受け生活を営み、町を発展させてまいりました。南海トラフ地震による脅威が叫ばれる中、どのように自然と向き合っていくのかは大きな課題の一つです。一方で、日々の生活を営むために、自然環境の保全は防災対策とは切り離して継続していかなければなりません。本町の観光スポットの一つである入野松原は、松くい虫の被害が後を絶たず、毎年の対策が必要となっております。また、高齢化の進展や人口減少により、山間部では里山の荒廃も広がってきております。その対策のためにも、農地・水保全管理支払交付金や森林病虫害等防除事業などに取り組み、良好な自然環境の確保に努めてまいります。

次に、集落環境の整備について申し上げます。

町内に数多くあります道路や水路などのインフラ施設は多くの個所で老朽化が進み、補修や改修を行わなければならない個所が毎年多数発生しております。地域の皆さま方からも多数の要望が挙がってきており、本年度も地域整備事業を実施し改修を行ってまいります。佐賀地区におきましては、引き続き佐賀地区漁業集落環境整備事業を実施し、住環境の整備を図ってまいります。

次に、土地利用について申し上げます。

この間、災害からの円滑な復旧のため、海岸線の集落で地籍調査を実施してまいりました。平成26年度につきましては、上川口地区と市野々川地区での実施と致しております。国道56号大方改良事業の実施により、平成24年度より開始した入野地区まちづくり事業による入野駅前整備は大幅な見直しを検討しており、本年度中には一定の方向性を決定することと致しております。黒潮町庁舎移転事業につきましては、本年度は用地補償費と設計委託費を計上致しました。速やかな事業展開に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、道路、交通網について申し上げます。

本町は国道56号を基幹路線とし、主要地方道3路線、一般県道6路線、および町道482路線が町内を駆け巡り交通網を形成しております。この間、道路には物流の役割ばかりが求められ、交通量だけをもって必要性が述べられてまいりました。しかしながら、近年は災害時対応のための役割も重要視されており、防災対策と複合した道路整備は欠かせないものとなっております。四国8の字ネットワークによる高規格道路も佐賀までの事業化が決定をされました。引き続き、計画段階評価のための作業が進んでおります佐賀四万十市間の早期事業化と、黒潮町路線の一日も早い開通に向けて、関係機関と連携を取りながら取り組みを進めてまいります。また、大きな課題でありますインフラの老朽化対策を計画的に実施できるよう、本年度は老朽化した橋りょうの補修のための設計予算も計上致しました。

次に、公共交通について申し上げます。

地方での生活には自動車はなくてはならないものである一方、高齢者数が増加する中で公共交通は重要な移動手段として欠かせないものとなっております。しかしながら、人口減少に伴い公共交通の利用者も減少を続けており、行政の支援なくして公共交通は成り立たないものとなってしまいました。そこで、引き続き公共交通バス補助金により、路線バスや生活バス、デマンドバスの運行を支援することと致しております。また、土佐くろしお鉄道経営基金造成負担金や鉄道安全対策事業費補助金により、土佐くろしお鉄道の運営を支えてまいります。

次に、情報通信網について申し上げます。

平成23年度より開始したケーブルテレビ事業は、本年3月末現在で加入率40.1パーセント、インターネット事業は加入率21.1パーセントとなっております。情報格差解消のために始めた本事業は利用料収入により成り立っており、安定的な財政基盤を確立するため、加入率の向上は必要不可欠です。引き続き、サービス向上に向けて放送コンテンツの豊富化などに取り組んでまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

南海トラフ地震対策は、喫緊で最重要の課題としてこの間取り組んでまいりました。平成26年度予算におきましても、防災関連予算は一般会計予算のうち12.9パーセントを占めております。ハード整備につきましては、昨年度には町内で5基の避難タワーが完成を致しました。避難道、避難広場につきましては、平成28年度完成を目途として順次整備を行っているところでございます。今年度には第3次黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方を示すとともに黒潮町地域防災計画の策定を予定しており、短期、中期、長期に分けての実効性の高い防災対策を職員一丸となって取り組んでまいります。防災事業の実施には多数の方々のご協力が必要となります。一人も犠牲者を出さない取り組みを推進するため、町民の皆さま方のご協力をお願い致します。

次に、消防、救急について申し上げます。

津波の被害から脆弱（ぜいじゃく）な位置にある黒潮消防署の移転は喫緊の課題であり、この間移転に向けて取り組んでまいりました。その庁舎が昨年度完成をし、本年5月に落成となりました。施設の内容も大幅に改良され、また建設位置が町の中心付近に移動したことにより、10分以内での到着地域が大幅に拡大しております。引き続き、住民の皆さま方の生命、財産を守るため、黒潮消防署と協力し取り組みを進めてまいります。また、ボランティア精神の発揮により業務に当たっていただいております町内各地の消防団員の皆さまには、この間の防災地区別懇談会や防災訓練の充実などによる負担増など大変お世話になっております。この場をお借りしお礼を申し上げますとともに、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

次に、地域コミュニティの充実について申し上げます。

少子高齢化と人口減少により地域社会が疲弊していく中、地域コミュニティをどのように残していくのかは大きな課題の一つとなっております。また、共助のためにも中間団体としてのコミュニティの存在は必要不可欠であり、その存続のために支援を行っていく必要があります。そこで、引き続き地域維持活性化交付金事業を実施し、地域活動の円滑化を図ってまいります。そのほかにも、特色ある取り組みを行っているコミュニティを支援する、まちおこし補助金やコミュニティ助成事業を継続してまいります。

次に、行政運営について申し上げます。

この間、平成18年度に策定した行政改革大綱に基づき、事務の効率化や組織機構の見直し、人員適正化に取り組んできたところでございます。一方で、計画を上回るペースで職員数の減少が進んできており、地方分権が言われ、また本町におきましては膨大な防災対策事業が発生する中、行政組織の在り方を再度検討する必要が生じております。そのため、行政機能の強化を図るため、組織機構の変更について議論、検討をしてまいります。

次に、財政運営について申し上げます。

平成18年3月の市町村合併以降、継続的な行政改革により、経常経費の削減に努めてまいりました。一方で、平成24年度より防災対策事業が大幅に増加をしており、そのための財政負担も増大をしております。さらに、普通交付税の合併加算の終了が平成28年度に迫っており、健全な財政運営の維持には不断の努力が必要でございます。財源の多くを国や県に依存せざるを得ない本町におきましては、国や県の補助制度等の変更は町の財政基盤に大きな影響を与えることとなります。そのため、町独自で、または県や町村会と連携をして、この間

多くの政策提言を行ってまいりました。計画的な行政運営と継続的な行政改革による経費の削減はもちろんのこと、小規模自治体支援に向けての政策提言を引き続き全力で取り組んでまいります。

今回提案させていただきます補正予算を合算すると、一般会計予算は100億円を超すこととなりました。これは各年度の最終予算まで見れば、情報基盤整備事業を実施しておりました平成22年度、南海トラフ地震の新想定により防災予算が大きく増大した平成24年度に続く、3度目の100億円超えの予算でございます。昨年度改正を致しました第4次財政シミュレーションにも出ているように、今後も防災対策事業を中心として庁舎移転事業などの大型事業が控えており、ここしばらくは事業の精査を行いながらも積極予算が続く見込みです。高知県は全国より社会問題を10年から15年ほど先取りしていることを受けて、課題先進県と呼ばれております。その中におきまして本町も、南海トラフ地震による防災対策、少子高齢化、産業の疲弊、雇用の場の喪失等、どれを取りましても容易に解決できるものではありませんが、そのような中でも創意工夫により課題解決の先進地と呼ばれるよう、公民一体となり取り組んでいく必要があります。

最後に、3年前に目の当たりにした東北地方太平洋沖地震による甚大な被害の記憶と併せ、内閣府が公表致しました南海トラフ地震における衝撃的な新想定を受けても決してあきらめず、住民の皆さまと協働で防災対策に取り組んできた結果、少しずつ課題解決に向け前進していることが実感できるようになりました。そのことは、防災のみならず本町の抱えるさまざまな課題の解決のための道しるべとなっております。難題に直面しようとも、これまで同様、住民の皆さまとの対話を大切にしながら、より良いふるさとを次の世代にしっかりと引き継げるよう、全力で取り組んでまいります。

黒潮町のさらなる発展に向け、議員各位をはじめ、町民の皆さま方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。私の平成26年度の施政方針ならびに所信表明と致します。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番、坂本あやさん、5番、亀沢徳昭君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、6月11日から6月19日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は9日間に決定しました。

日程第3、議案第16号、固定資産評価員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは議案第16号、固定資産評価員の選任について説明させていただきます。

平成26年6月30日をもって植田壯固定資産評価員が辞任をするため、その後任として、黒潮町入野6528番地2、松田春喜、昭和37年2月7日生まれを選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の

同意を求めるものでございます。

よろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。また、議案第 16 号、固定資産評価員の選任については、人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に移りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることとします。

この採決は起立によって行います。

念のため申し上げます。この採決は本案のとおり同意される方の起立を求め、起立されない方については同意しないものと見なしますのでご了承願います。

議案第 16 号、固定資産評価員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

従って、議案第 16 号は原案のとおり同意されました。

この際、10 時 15 分まで休憩します。

休 憩 10 時 02 分

再 開 10 時 15 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4、議案第 7 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度国民健康保険事業特別会計補正予算）から、議案第 15 号、黒潮町道の路線認定についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、平成 26 年 6 月定例議会に提案させていただきます議案について説明させていただきます。

今議会に提案致します議案は、議案第 7 号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第 16 号、固定資産評価員の選任についてまでの 10 議案でございます。

内訳は、専決処分の承認を求めることが 2 件、条例の制定が 1 件、条例の一部改正が 3 件、補正予算が 2 件、町道の路線認定が 1 件、委員の選任が 1 件となっておりますが、先ほど議案第 16 号につきましてはご審議をいただきましたので、ここでは議案第 7 号から 15 号までの説明をさせていただきます。

まず、議案第 7 号、専決処分の承認を求めることについてでございます。

この専決処分は、平成 25 年度の国民健康保険事業特別会計決算見込みで、歳入が歳出に対して約 1 億 8,200 万円の不足が生じることから、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定により、平成 26 年度国民健康保険事業特別会計予算からの繰上充用を行うことと致しました。

よって、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告させていただきますとともに、議会の承認を求めますのでございます。

国保事業の健全化につきましては、先の 3 月議会において、26 年度より国保税の改正と、一般会計からの法定外繰入を行う議案のご承認をいただいたところでございます。

また、国保制度を維持していくためには、医療費適正化の推進とともに国保税の歳入確保に向けて一層取り組んでまいります。

今後は、国の財政支援を見極めながら、長期的にはなりますが累積赤字を解消し、国保事業の健全化を図っていく所存でありますので、今後とも被保険者の皆さまの一層のご支援、ご協力をお願いするものでございます。

次に、議案第 8 号につきましても、専決処分の承認を求めることについてでございます。

黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定事項の変更の届け出があったもので、株式会社森下商店から株式会社明神フーズへの称号の変更が主な内容となっております。業務内容に変更はなく、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告させていただきますとともに、議会の承認を求めますのでございます。

次に、議案第 9 号、黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

熊野浦集会所につきましては、津波浸水区域内からの移転という観点から町立集会所として建築を致しましたので、本条例の集会所に追加をするものでございます。

次に、議案第 10 号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

この条例改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されたことにより、黒潮町税条例の一部を改正するものとなっております。

主な内容につきましては、法人町民税の法人税割の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げ、固定資産税の公害防止用設備などに係る課税標準を定めるもの、そして、耐震基準適合家屋に係る固定資産税の減額の申告手続きについてとなっております。

次に、議案第 11 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されたことにより黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、主な内容は課税限度額の引き上げ、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更となっております。

次に、議案第 12 号、予算の執行に関する町長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定についてでございます。

これまで、町が資本金の 25 パーセント以上 50 パーセントまでの出資を行う法人等がございましたが、昨年、こうち・くろしお太陽光発電事業株式会社全体出資額の 25.1 パーセント、1,278 万円を出資し、今年度新会社を設立致しましたので、地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 3 号および第 4 項第 2 号の規定により条例制定を行うものでございます。

次に、議案第 13 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 14 億 161 万 6,000 円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ 100 億 761 万 6,000 円とするものでございます。

本年度、当初予算につきましては、町長選挙を考慮しまして義務的経費を中心に福祉や教育、町道整備などの継続的事業や、国、県などの補助事業の関係で当初予算としなければならないものを計上し、骨格予算としておりました。よって、今回の補正予算は新規事業などを中心に、約 14 億円余りの追加という大きな補正予算

となっております。

しかしながら、庁舎の移転補償費5億1,500万円の積み立て、起債の繰上償還に4億4,800万円を計上しており、物件費、普通建設事業などの肉付け予算は、実質4億円程度となっております。

主な内容についてご説明させていただきます。

蜷川健康支援センターの耐震補強および補修工事に4,609万1,000円。高性能林業機械の購入には1,472万9,000円の補助。産業推進費としては、旧加工場の改修工事、および缶詰施設の機能向上と衛生管理を高めるための整備費などに2,313万6,000円。都市計画費は、防災活動拠点施設としての集会所整備、津波避難標識等、さらに城山の宅地造成、災害復旧用の資器材の整備などに1億2,455万3,000円。あかつき館の防水工事費には5,424万1,000円などを計上しております。

これらの歳出に対する歳入は、各事業に伴う国、県の補助金等を充当し、不足額につきましては財政調整基金で調整をさせていただきました。

次に、議案第14号、平成26年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ846万5,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ8,175万5,000円とするものでございます。

拳ノ川診療所におきましては、現在、常勤医師の確保が非常に難しい状況となっており、高知県から澤田先生、そして幡多医師会の会長でもあります木俵先生、そしてご退任されました小野先生に代診をお願いしているところであり、その委託費用693万円などを追加補正し、一般会計からの繰入金で対応する補正予算としております。

なお、常勤医の募集も継続して行っており、その給与等の調整は行わず、年間の代替診療診察委託費用をそのまま計上させていただきました。

次に、議案第15号、黒潮町道の路線認定についてでございます。

新庁舎および防災広場等へ通じる幹線道路となります。路線名、新庁舎防災広場線を町道として認定することにつきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、この後、副町長および担当課長に補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（金子富太君）

私から、議案第7号、専決処分の承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

平成26年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算書、専決第1号、黄色の予算書1ページをお開きください。

この予算書につきましては、5月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告するとともに、議会の承認を求めるものです。

予算総額について説明を致します。歳入は3ページ、歳出は5ページをご覧ください。

補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,079万9,000円としたものです。

歳出について説明を致します。9ページをお開きください。

前年度繰上充用金1億8,200万円を計上していますが、これは平成25年度国保会計決算見込みの歳入見込み約18億5,340万円、歳出見込みが約20億3,537万円となり、出資差引が1億8,197万円不足致しますので、この不足額を平成26年度の財源により補てんするため1億8,200万円の補正予算措置を行い、平成25年度へ

繰上充用したものです。

歳入不足の内訳は、平成 24 年度までの財源不足に繰上充用で出資した約 1 億 1,180 万円と、平成 25 年度単年度の不足額約 7,017 万円の合計の 1 億 8,197 万円となります。

続いて、歳入について説明致します。10 ページをお開きください。

歳入は、歳出の繰上充用額と同額の国庫支出金を増額補正したものです。

以上で議案第 7 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは議案第 8 号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定事項の変更）について補足説明をさせていただきます。

変更前として、株式会社森下商店は平成 24 年 8 月、設立開業し、同年 9 月、黒潮町議会で黒潮町水産加工施設の指定管理者の議決を受け、10 月より管理運営を行っています。

平成 26 年 6 月 1 日、称号変更の届け出があったため専決処分を行い、議会の承認を求めます。

変更理由と致しましては、明神水産株式会社のグループ会社としての説明や営業活動の上で、社名変更をした方がスケールメリットや営業活動がスムーズに進むものと判断し、株式会社明神フーズとして商号変更となったものです。

変更によって事業の内容の変更はなく、同一性が認められるものです。

以上です。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

私からは、議案第 9 号、黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書の 6 ページ、7 ページをお開きください。

黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例、平成 18 年黒潮町条例第 24 号の一部を改正するものでございます。

佐賀地域の集会所につきましては、これまでも各部落が所有して管理してきたという、こういう経緯がありますけれども、熊野浦集会所におきましては老朽化とともに津波浸水区域内からの移転という、そういった観点から町立集会所として建築をしたものであります。

今回、第 2 条の集会所の名称および位置につきまして、熊野浦集会所、黒潮町熊野浦 205-159 を加えるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願致します。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（金子富太君）

私から、議案第 10 号、議案第 11 号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 10 号の黒潮町税条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案書は 8 ページからになります。

改正理由は、地方税法の一部を改正する法律が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、原則として 4 月 1 日に施行

されましたことによる改正です。

それでは個々の条文について新旧対照表で説明を致します。参考資料の3ページをお開きください。

第1条による改正黒潮町税条例について説明を致します。

第23条は、法人税法において外国法人の恒久的施設が規定されたことに伴う所要の規定の整備を行うものです。

第33条第5項は、法律改正に伴う適用条項の修正をするものです。

4ページをお開きください。

第34条の4は、地方法人税の創設に対応して、法人税割の標準税率および制限税率が引き下げられたことに伴い、その引き下げ率2.6パーセントを現行の法人税割から引き下げ、法人税割を10.4パーセントとするものです。このことによる減収は、創設された地方法人税は交付税の原資となり再配分されますので、黒潮町においては減収以上の交付税措置が想定されております。

なお、この改正は平成26年10月1日以降の事業年度に適用されるものでございます。

第48条は、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴う所要の規定の整備を行うものです。

5ページをご覧ください。

第52条第1項は、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う所要の規定の整備を行うものです。

第57条および次ページの第59条は、法律改正に伴う適用条項の修正を行うものです。

6ページをご覧ください。

第82条は軽自動車税の税率を定めており、法律で改正された税率に合わせて税率を引き上げるものです。

7ページをご覧ください。

第2号イの小型特殊自動車の税率は、法律に定めがなく市町村の判断で決定できるようになっています。小型特殊自動車のその他のものは、ほかのものとの均衡を取り税率を引き上げています。また、農業作業用のものは、農業施策の観点から据え置きとしております。

なお、軽自動車税の引き上げは平成27年4月1日からの施行となっております。

8ページをお開きください。

附則第4条の2は、租税特別措置法改正に伴う所要の措置をするものです。

11ページの第6条の2、14ページの第6条の3は、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえて削除および削るものでございます。

15ページをお開きください。

第7条の4は、適用条項の修正を行うものです。

第8条は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について適用期限を3年間延長するものです。

16ページをお開きください。

第10条の2は、課税標準の特例を地域決定型地方税特例措置、通称わがまち特例により町村で定めることになったことによる改正です。第1項では水質汚濁防止法設備について、第2項では大気汚染防止設備について、第3項では土壌汚染防止設備について規定しています。第1項から第3項までの公害防止法設備については、これまで地方税法で決めていたものを条例で規定するものです。第4項は、新たにノンフロン製品に係る規定を整備するものです。なお、それぞれの割合は、法律で定められた条例を定める際に参酌する割合となっております。

第10条の3第9項は、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る減額措置が創設されたので、固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めるものです。

17 ページをご覧ください。

第16条は軽自動車税の特例について定めているもので、環境への負荷の低減に対する施策、通称グリーン化と言いますが、これを進める観点から、初めて、車両番号の指定を受けてから14年を経過した3輪以上の自動車に対して自由化を定めるものです。この改正は平成28年4月1日からの施行となっております。

18 ページをお開きください。

第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡取得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。

19 ページをご覧ください。

第19条および次ページの第19条の2は、規定の明確化を行うものでございます。

21 ページをお開きください。

第19条の3は、法律改正に合わせて所要の規定の整備を行うものです。

第21条第1項は、これも規定の明確化を行うものでございます。

第21条第2項は、有効一般社団法人等に係る非課税措置の廃止をするものでございます。

22 ページをお開きください。

23 ページの22条の2、26 ページの第23条の東日本大震災に係る特例については、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければいけないこととされている事項を除き、条例には規定しないこととしたため削るものです。

27 ページをお開きください。

第24条および第25条は、前の条が削られることにより規定を繰り上げるものです。

28 ページをお開きください。

第2条による改正黒潮町税条例の一部を改正する条例ですが、これは3月議会で可決いただきました黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

改正する内容は、法改正に合わせて適用する法律や条項を改正するものです。

議案書の方に返ります。議案書の12ページをお開きください。

附則を説明致します。

第1条では施行期日を定めており、それぞれ法の施行期日に合わせたものです。主なところは先ほどの説明の中でも申したところがございますけれど、施行期日等が幾つにも分かれています。

第2条では、町民税に関する経過措置として適用年度等を定めております。

13 ページをご覧ください。

第3条では、固定資産税に関する経過措置としまして適用年度等を定めております。

14 ページをお開きください。

第4条から第6条にかけては軽自動車税の経過措置を定めています。

第4条では、改正後の条例第82条の軽自動車税の税率は平成27年度以後の年度分の軽自動車について適用し、平成26年度分までの軽自動車税は従前の例によるということを規定しております。

第5条第1項では、改正後の条例附則第16条の規定、14年経過した軽自動車税の重課のことですが、平成28年度以後の年度に適用することを規定しております。

第5条第2項では、平成15年10月14日前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車については指定を受け

た月が分からないため、14年経過した重課の規定を適用する際の期間の起算点を初めて車両番号の指定を受けた年の12月と定めるものです。

第6条では、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課税する特例を定めています。

具体的には、表の左の列、新条例第82条第2号アでは、平成27年3月31日以前の車の税率は平成27年度以降も今の税率と変わらないことを定めておりますが、その軽自動車も表の左の列、新条例附則第16条の表、第82条第2号アの項で、初めて車両番号の指定を受け14年を経過した車は重課の税率が適用されることを規定しております。要するに、既存の車につきましては14年を経過するまでは今の税率で課税されるということの規定しておるものです。

表の方の新条例附則第16条の表以外の行の所の右の端の列の所なんですけれども、3行目の所に番号が入っておりませんが、この条例が記述された後の告知番号が入ることになっておりますので空白となっております。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第11号の黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は16ページからになります。

改正理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され4月1日に施行されましたことによる改正です。

それでは個々の条文について新旧対照表で説明を致します。

参考資料の30ページをお開きください。

第2条第3項は後期高齢者支援金等課税額について定めており、地方税法施行令の改正により課税限度額を14万円から16万円に引き上げるものです。

後期高齢者支援金等課税限度額該当者は、平成25年度51人でしたが、平成26年度の試算では39人となります。

第4項は介護納付金課税額について定めており、同じく限度額を12万円から14万円に引き上げるものです。

この介護納付金課税限度額該当者は、平成25年度当初では18人でしたんですけれども、平成26年度の試算では約22人となります。

31ページをご覧ください。

第18条は適用条項の修正をするものです。

第23条第1項は国民健康保険税の減額を定めており、第2条第3項および第4項で定めた後期高齢者支援金等課税額および介護納付金課税額の限度額をそれぞれ改めたものです。

第2号は5割減額の対象世帯を定めたもので、当該納税義務者を除くを削ることにより、例えば一人世帯では33万円に24万5,000円を加算した金額の所得57万5,000円までが対象となるように改正するものでございます。このことにより、基礎課税分の5割減額該当者は平成25年度の166世帯441人が、平成26年度の試算で372世帯729人となります。

32ページをお開きください。

第3号は2割減額の対象世帯を定めたもので、加算する金額が35万円から45万円に引き上げられることにより、例えば一人世帯ではこれまでの所得68万円の限度額が引き上げられ、所得78万円までが対象となります。このことによりまして、基礎課税分の2割減額該当者は平成25年度332世帯681人が、平成26年度の試算で320世帯676人となります。

議案書17ページをお開きください。

附則では、施行期日および適用区分を定めております。

以上で議案第 11 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは議案第 12 号、予算の執行に関する町長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案書は 19 ページをお開きください。

この条例は、予算の執行に関する町長の調査等の対象となる法人を定めるものとして、地方自治法施行令に基づき新たに条例を制定するものでございます。

第 1 条の趣旨にもございますように、地方自治法施行令の第 152 条第 1 項第 3 号および第 4 項第 2 号の規定により、法人を条例で定めるとされてございます。

次の第 2 条で出資法人を、第 3 条で債務負担法人を、それぞれ対象となり得る規定を設けて定めてございます。本議会でご提案した目的は第 2 条の趣旨法人によるところでございまして、黒潮町が資本金の 4 分の 1、25 パーセント以上、そして 2 分の 1、50 パーセント未満を出資している株式会社の予算の執行にかんして町長が調査等を行うものが主な目的でございます。

ここで対象となる出資法人は、平成 25 年度の黒潮町一般会計補正予算で出資し、平成 26 年 4 月に発足致しました、こうち・くろしお太陽光発電株式会社でございます。この会社は黒潮町が資本金の 25.1 パーセントを出資している法人でございまして、予算の執行状況を調査し、またその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めるために、地方自治法施行令に基づき条例の制定を行うものでございます。

なお、調査した結果は町議会で報告することになります。

以上でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼をします。

それでは、私の方からは議案第 13 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算について補足説明を致します。

1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 1 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 14 億 161 万 6,000 円を追加し、総額をそれぞれ 100 億 761 万 6,000 円とするものです。

また、第 2 条で地方債の補正を行い、変更後の限度額を 14 億 6,860 万円とするものでございます。

本年度当初予算につきましては、町長選挙を考慮致しまして骨格予算としておりました。よって、今回の補正予算は新規事業などを中心に約 14 億円余りの追加という大きな補正予算となっております。しかしながら、庁舎の移転補償費約 5 億 1,500 万円の積み立て、起債の繰上償還に約 4 億 4,800 万円を計上しており、普通建設事業など実質 4 億円程度の追加補正予算となっております。

詳細につきましては、まず歳出の事項別明細書から説明を致します。17 ページをご覧ください。

2 款総務費についてです。5 億 6,886 万 2,000 円を追加補正し、23 億 5,105 万 3,000 円とするものです。

項目別に主な事業について申し上げますと、まず 1 項総務管理費の 1 目一般管理費 182 万 9,000 円の補正は、7 節賃金で職員の産休育休に伴う臨時職員雇用賃金と、11 節消耗品 40 万 2,000 円は、有事の際の職員の保安帽

を非常備態勢職員数 118 名分を計上しております。

次に、3 目財産管理費 450 万 4,000 円は、熊野浦の有線放送移設工事、旧佐賀保育所の防じん対策用の碎石敷設など、追加補正を致しました。

次に、5 目財政管理費は、先ほど申しましたとおり庁舎の移転補償費 5 億 1,547 万円をまちづくり基金に積み立てる分と、これまでのとおり情報センター分を過疎債のソフト分として積み立てる 3,000 万円を計上致しました。

次に、6 目企画費は、男女共同参画計画策定委託料 344 万 6,000 円などを計上しております。

そして 11 目情報化推進費は、地域防災計画で策定が明確化されました要援護者台帳のシステム改修委託 200 万円、各学校のホームページの構築委託 364 万 5,000 円、告知放送端末遠隔システムの備品購入費 246 万円など、合計で 1,236 万 5,000 円の追加補正となっております。

そして 19 ページに移りまして、3 款民生費は 5,065 万 6,000 円を追加補正し 21 億 1,311 万 8,000 円とするものです。

1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は、13 節委託料に旧大方幼稚園、現在のあったかふれあいセンターよりあいの耐震診断委託 133 万 3,000 円、15 節工事請負費は蜷川健康支援センターの改修工事 1,800 万円、および耐震補強工事 2,809 万 1,000 円を計上しております。

次の 20 ページになりまして、6 目町民館運営費は設計単価、特に労務単価の上昇を見込みまして補修および耐震補強工事を約 10 パーセント増額し、合計で 196 万 7,000 円の追加補正をしておるところです。

2 項児童福祉費につきましては、保育緊急確保事業などへの移行により財源組み替えを行っているところで

す。

次に、21 ページから 22 ページにかけて 4 款衛生費です。1,165 万 9,000 円追加補正し 6 億 6,348 万 8,000 円とするものです。

1 項保健衛生費、3 目予防費は、3 月議会でお答えをさせていただきました成人肺炎球菌ワクチンの予防接種への補助を 292 万円計上をしております。26 年 10 月からは国の定期接種化となるため、県の補助はなくなります。しかしながら、30 パーセントが交付税に算入されるということになっておりまして、これまでお待たせをさせていただきましたので、この 3 カ月の間で 70 歳以上の方の受診率向上に力を入れていきたいというふうに考えております。

また 7 目診療所費は、現在、拳ノ川診療所においては常勤の医師の確保は非常に難しい状態となっております。県の澤田先生、幡多医師会の会長でもあります木俣先生、そして小野先生に代診をお願いをしているところでもあります。その委託費用 846 万 5,000 円を直診会計へ繰り出す予算となっております。

なお、常勤の医師の募集も継続して行っておりますので、既決の給与等の調整は行わずに年間の代替診察委託費用を計上をしておるところです。

次に、6 款農林水産業費でございます。2,775 万 2,000 円追加補正し 5 億 9,800 万 2,000 円とするものでございます。

まず、1 項農業費、1 目農業委員会費については、農業委員会の任期中に研修を行い、その成果を具体化するために視察研修費の前倒しを行うため、旅費と自動車の借り上げ料を計上致しました。

続きまして 22 ページ、2 項林業費、2 目林業振興費は、公有林資源埋木調査委託 112 万 9,000 円と、高性能林業機械プロセッサの購入には事業費の 50 パーセントの国庫補助を受け、町より 15 パーセントの上乗せをして 1,472 万 9,000 円の補助を行う予算となっております。

3 項水産業費では、2 目水産業振興費で種子島周辺対策事業として佐賀漁港漁船用補給施設整備に 682 万 1,000 円を計上し、アカムツのブランド化を図る漁業生産基盤維持向上事業補助金に 118 万 1,000 円。土佐の

カツオ文化の発信を行う水産物地産外商推進事業に 141 万円。4 目漁業施設維持費では、入野漁港の沈没船の撤去に 125 万円を計上致しました。

次に、22 ページから 24 ページにかけてとなりますが、7 款商工費につきましては 3,298 万 7,000 円の追加補正で 1 億 6,176 万 5,000 円とするものです。

1 項商工費、2 目商工振興費は、共同作業場の長瀬縫製工場の機械室拡張に係る委託料 36 万 8,000 円と、改修工事 451 万 5,000 円を計上しております。

3 目観光費は、11 節修繕料で体験交流施設 kiroroan（キロロアン）の階段補修などの 56 万 7,000 円となっております。

そして、現在ある伊田の看板の補修も兼ねて道の駅の PR を行う観光看板の作成委託に 200 万円、浮津海水浴場海の家の屋根補修工事に 118 万円となっております。

19 節負担金補助及び交付金では、黒潮町の観光戦略に基づいた提案の具体化として、スポーツ合宿などのヘルスツーリズムの取り組みとしまして 50 泊以上の場合に地域振興券の提供。自然体験を求めるエコツーリズムの取り組みは、黒潮町観光ネットワークへの補助としてパンフレットの作成、スタンプカードの景品などの経費への補助金 50 万円を計上致しました。

24 ページになりますが、4 目産業推進費としては、臨時職員の雇用に 149 万 3,000 円。工事請負費 951 万 2,000 円の内訳としましては、旧加工場の釜炊き時の蒸気が滞留するため、換気能力を上げるための改修工事に 300 万円、缶詰施設の衛生管理を高めるための吸排気施設のフィルター整備に 256 万 8,000 円、フェンス塗装などに 394 万 4,000 円などとなっております。

ラボ施設の機能向上に係る備品購入費としては、プレハブ冷凍庫 138 万 3,000 円、施設増強用品の急速冷却機、電気式熱風消毒保管庫、容器洗浄機など 626 万円となっております。テーブルワゴンなど加工備品に 333 万 8,000 円を計上致しました。

8 款土木費は、1 億 5,326 万 9,000 円追加補正し 5 億 5,539 万 7,000 円とするものです。

1 項土木管理費の 1 目土木総務費は、保育所の移転計画のある和田地区の未買収の土地の評価鑑定に 62 万 5,000 円を計上しております。

2 項道路橋梁費では、20 年度から行っていない道路台帳の整備委託に 1,079 万 8,000 円を計上しております。

そして 5 項都市計画費は、防災活動拠点施設として田野浦集会所および消防屯所の整備に 4,000 万円。津波避難標識、避難誘導灯を各 12 カ所に 1,200 万円。都市再生整備計画として、城山の宅地造成の工事費に 3,341 万 3,000 円。17 節用地購入に、町道大向浜畑支線 1 号線の 500 万円、および建物一棟の補償費 500 万円を計上致しております。また、災害特殊車両および発電機、浄水器などの災害復旧用の資材の購入費に 2,900 万円を計上しているところです。

そして 3 目公園費では、錦野児童公園のトイレ整備の設計委託 130 万円と工事請負費 1,358 万 7,000 円を計上しております。

次に、26 ページから下段になりますが、9 款消防費です。4,978 万 8,000 円追加補正し 9 億 3,322 万 5,000 円とするものです。

1 項消防費、3 目消防施設費では、拳ノ川地区に耐震性の防火水槽を設置する工事 700 万円とともに、拳ノ川分団と黒潮消防署に小型ポンプ購入費用 359 万 6,000 円を計上しております。

4 目防災費ですが、内訳はまず 7 節賃金の木造住宅耐震診断促進事業 201 万円は、昭和 56 年 5 月 31 日以前の住宅を一件一件調査しまして、診断促進を図る臨時職員の雇用経費となります。

そして 11 節消耗品費 975 万 2,000 円の内訳は、海拔表示板設置業務や、ブルーシート、救急箱などの津波避

難場所備蓄品の購入などとなっております。

また13節委託料としましては、一番の基本となります地域防災計画の作成など、ほか3件の計画策定業務を予定しております。そして、御坊畑、大方橋川、市野々川、中ノ川地区に避難誘導灯の設置工事300万円、黒潮消防署にヘリポートの整備工事費600万円を計上致しました。

そしてページ、28ページに移りまして、自主防災組織への補助としましては、自主防災組織活動活性化事業の避難道整備の資材補助としまして120万円、7組織に資機材の再補助のために284万3,000円、コミュニティー助成事業としまして浜町地区に200万円というふうになっております。

次に、10款教育費です。5,831万円追加補正をし6億7,880万円とするものです。

1項教育総務費、2目事務局費は、地域の子どもの育てる教育環境づくりを目的とした国のコミュニティー・スクール導入促進事業と特別支援学級を柱に据えた学校づくり事業に、8節講師謝金28万円、9節費用弁償に52万6,000円、11節消耗品費25万6,000円などを計上しております。

次に、2項小学校費、2目教育振興費の7節賃金はプラスワン応援事業につきまして、3項の中学校費へ184万、同額の組み替えを行っております。

そして19節補助交付金の82万円は、障がい見舞金としてスポーツセンターの共済金を支出するものとなっております。

4項社会教育費、5目図書館費は、あかつき館の防水工事にかんする経費が主なものとなっております、13節委託料129万6,000円は工事管理委託分で、本工事は5,424万1,000円を計上しております。

そして12款公債費、1項1目の元金につきましては4億4,833万3,000円の繰上償還を行い、将来の負担となる元利金につきまして年額約4,800万円の軽減を図るものとなっております。

続きまして、歳入の事項別の方の説明をさせていただきます。13ページの方にお戻りをください。

主なものについて説明をさせていただきたいと思っております。

まず、14款国庫支出金でございます。8,728万円補正し6億539万4,000円とするものとなっております。これは説明欄にあります各事業の歳出に伴う国庫補助金となっております。

次に、14ページの15款県支出金につきましても、2,318万5,000円補正し11億6,134万5,000円とするものですが、この内容につきましても説明欄にありますように、各事業に伴いまして歳出に見合う県補助金というふうになっております。

次に、18款繰入金につきましても、6億2,745万3,000円補正し9億9,419万2,000円とするものとなっております。

まず、財政調整基金繰入金4,787万円は、収支の調整を行うものです。

減債基金繰入金4億9,118万3,000円は、起債の繰上償還に充てるためとなっております。

施設等整備基金繰入金8,840万円は、缶詰工場700万円、道路橋りょう費の公用車購入140万円、児童公園のトイレ設置事業に1,300万円、あかつき館防水工事に5,400万円の財源とするものとなっております。

続きまして、20款諸収入は5億1,929万円補正し6億6,947万3,000円とするものです。16ページになりまして、庁舎移転に係る土地代金等の補償金5億1,547万円が主なものとなっております。

21款町債は、1億4,430万円補正し14億6,860万円とするものです。事業名、それぞれ説明欄に記載しておりますので、ご覧いただければというふうに思います。

次に、第2表地方債の補正です。9ページにまたお戻りをください。

この補正はそれぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整をして、補正前の限度額13億2,430万円を、補正後は14億6,860万円とするものとなっております。

その他、起債の方法、利率等には変更はございません。なお、補正後の限度額は、先ほどの 16 ページの 21 款の町債の計と同額になるものとなっております。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

私からは、議案第 14 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

拳ノ川診療所につきましては、現在におきましても常勤医師が不在であり不安定な運営形態で、支援していただける医師の状況によりまして平成 26 年度予算についても大きく変更しなければならないと、こういう状況ではありますけれども、予算構成につきましては当初予算を堅持して、いつでも常勤医師を迎えられるようにしておきたいと、こういうふうに考えておりますので、この現状をご理解いただきましてご審議していただきますようよろしくお願い致します。

それでは、予算書のピンク色、表紙の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額につきまして、それぞれ 846 万 5,000 円を増額し 8,175 万 5,000 円とするものでございます。この増額の主なものにつきましては、一般管理費の委託料、代診医師の委託でございます。

まず、歳出からご説明をさせていただきます。7 ページをお開きください。

歳出の 1 款 1 項 1 目の一般管理費について 846 万 5,000 円増額しておりますけれども、内訳は臨時職員の賃金でございます。これは、臨時雇用の看護師の賃金 76 万 5,000 円増額しています。

そして、旅費 77 万円増額。これは代診医師の費用弁償でございます。

次に、委託料の 693 万円の増額につきましては、代診医師に係る委託料でございますけれども、週に 2 日から 3 日程度の代診を見込んで計上させていただきました。

次に、歳入予算についてご説明を致します。6 ページをご覧ください。

歳出予算総額に合わせるために、5 款 3 項 1 目の一般会計繰入金につきまして 846 万 5,000 円を増額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8,175 万 5,000 円に調整をしたものでございます。

以上です。よろしくお願いを致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、議案第 15 号の黒潮町道の路線認定について補足説明をさせていただきます。

議案書の 22 ページ、ならびに参考資料の最後になります 33 ページをお開きください。

整理番号が 10323、路線名が新庁舎防災広場線でございます。

起点は黒潮町入野字スケン谷、終点が黒潮町入野字南大駄馬でございます。なお、重要な経過地はございません。

当路線につきましては、現在、一団地の津波防災拠点市街地形成施設としてスケン谷地区へ計画をしております、新庁舎および防災広場等へ通じる幹線道路となります。

以上、町道の路線認定につきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第7号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度国民健康保険事業特別会計補正予算）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定事項の変更）についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号、黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号、予算の執行に関する町長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定についての質疑はありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

これが対象になるが、あの缶詰工場も対象なるというご説明でしたが。

缶詰工場は、まあ社長さんが町長ということになりますけれど、そこらの問題はありますか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

お答えします。

ご質問の缶詰工場というのは、地方自治法の規定を受けまして出資が50パーセント以上の法人となりますので、条例に基づくものではなく、地方自治法によって決算等の報告をすることになります。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第12号の質疑を終わります。

次の議案第13号、平成26年度黒潮町一般会計補正予算については分割して行います。

初めに、歳入の全部の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行ないます。

初めに、歳出のうち2款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち3款の質疑はありませんか。

坂本さん。

4番(坂本あやさん)

19ページです。民生費の15節の工事請負費、蜷川の健康支援センターの補修工事。どのようなものかの内容を少しご説明いただきたいと思います。

議長(山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(宮川茂俊君)

予算書の19ページの15節工事請負費の、蜷川の健康支援センターの補修費の工事の内容についてということですが。

宿泊施設ともなっておりますため、特殊建築物の調査が2年に一度あります。そのときに指摘された、例えば軒下のクラックであるとか、そういうふうな所の改修の工事となります。

併せて、雨漏りに対する工事も行いたいと、そのように考えております。

以上です。

議長(山本久夫君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち4款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち6款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち7款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち8款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち9款の質疑はありませんか。

藤本君。

9番(藤本岩義君)

27ページの一番下にあります、新しい消防庁舎の所にヘリポートの整備ということのようですが、これは夜間の使用もできるような工事をされるんですかね。

議長(山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長(松本敏郎君)

じゃあ、藤本議員のご質問にお答えしたいと思います。

今現在の設計は、夜間、昼間、関係なく考えておまして、昼間だけの使用というのは今のところは考えてなくて、非常時には対応できるヘリポートというふうに認識しております。

議長(山本久夫君)

ほかに質疑はありませんか。

池内君。

13番(池内弘道君)

26ページの一番下、15節の工事請負費の消防の防火槽の件ながですけども。

これは普通の防火槽なのか、また飲料水として使用できるような形の防火水槽を検討しているのか、普通の防火水槽か、教えてください。

議長(山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長(松本敏郎君)

ご質問にお答えしたいと思います。

この防火槽は、耐震性はありますけれど飲料水ではなくて、飲料水の方は特に考えていないです。

議長(山本久夫君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち10款の質疑はありませんか。

坂本君。

4番(坂本あやさん)

29ページの図書館費です。これのですね、あかつき館の工事費が計上されてますけれども、これ去年からずっと、今年抜本的に見直しをして、で、総合的な計画を入れるということでしたので、どのように見直しをされて、どういうふうな工事を行うのかのご説明をお願いします。

議長(山本久夫君)

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

あかつき館の改修工事につきましては、一番は防水工事が主になります。雨漏りが非常に激しくて室内にも侵入しておりますので、そういう雨漏りの工事。

それから、雨漏り等によりましては汚れ等も発生をしておりますので、内壁、外壁等の修繕。

それから、一部使い勝手の悪い室等もございまして、そういう所の改修。

それから調理室がございましたけれども、調理室がまあ使用実態がないということなので、そこを改修をして会議ができる室にする等々の工事になります。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

とてもまあ、会議室なんか非常に声が割れてですね、非常に会議をしていてもうるさい。それから、冷暖房がかかればもう声も聞こえないというような状況なので、それが多分、悪い室の改修ということだと思うんですけれども。

プラスですね、今のホールに玄関から入るとですね、誰もいない所にお客さんが入ってくるというふうな環境になってるんですね。それで、その部分というのは子どもたちもよく集まってくれてまして、そこで将棋を指したりとか、それから子どもたちがいろいろなこう、ホールの役割ですね、非常に小さな子どもさん、小学校の子どもさんとかいろんな方が来てるんですが、前々からここは問題になってまして。図書館も、入って図書館もどこにあるのか分からない。トイレもどこにあるのか分からない。それから、人がいるのかいないのか分からない。そんな状況が出てまして。

それに、今の世の中、非常に子どもさんの事故も多いし、それからいろいろな変質者の状況なんかも勘案すると、あの地区にですね、中に子どもたちの安全性を担保できるかということ非常に不安があるという話も出ていたんです。ただ、壁を撤去して、図書館の受付から入り口が見えるようにするということになると強度の問題で問題があるということでしたけれども。先ほどもちょっと話をしたんですけれども、遠くが見渡せればですね、柱が残っていても人の姿が見えるようになればいいんじゃないかというような話も、私たちの NPO の、あかつき NPO なんかでもですね、この安全性の担保をどうするかという話が出ているんですが。

そういうことについてはですね、まだお話し合いができてないんでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

あのホールに入って、あかつき館ができた当初は文学館の上り口に受付がございまして、職員が配置をしておりましたけれども、人的な問題もありまして今は職員がそこに座っていないということでありますので、玄関を入りますと、まあ職員はちょっと見当たらないという状況は確かにあるかと思います。

今ご指摘がありました、ホールが無人数状態になって児童等の安全確保に不安があるということ、十分お聞きを致しましたので、詳細の設計等につきまして、また建築士とも相談をしながら、その解決策について協議をしてみたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9 番 (藤本岩義君)

30 ページのちょうど真ん中ごろに文化振興費、その中に町史編集委員という、報酬、8 節がありますが、この町史編集委員の方々はどうな人を想定されておられるのか教えてください。

議長 (山本久夫君)

教育次長。

教育次長 (畦地和也君)

お答えを致します。

今回挙げさせていただきましたのは、編集委員の方の予算を計上させていただきました。

編纂委員につきましては当初で計上させていただいておまして、今回の編集委員につきましては、文化財保護審議会の委員の皆さま、それから学識経験者と致しまして、主に佐賀地域の方をお二人、それから漁業関係者から町長が認める者ということで1名を予定をしております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

その関連の質問なんですけど、まあいうたら編集するについてのその方向性いいますかね、どういうものをまとめて挙げていくのか。その見る場所とか立場によってうんと変わってくると思うんですけど、新しい町としてどういう方向性を示していくのか。

というのは、過去に大方町史については二度ほどやられてますし、それは概略拝見させていただきました。佐賀には特には、薄いやつがございましたが、大部分は農民史という、これは農協独自の過去に作ったものでございます。そういうふうなものから見ていくという方法もあります。

まあ、どういう方向でまとめていこうとしておられるのか。その点を伺います。

議長 (山本久夫君)

教育次長。

教育次長 (畦地和也君)

町史の編纂につきましては、昨日、編纂を委託をします業者さんのプロポーザルを行いまして、今のところ内定をさせていただいております。ほんで、内定をさせていただきました業者の方からご提案をいただきました編集内容と、編纂委員会でご意見をいただきました編集方針、編纂方針等をつき合わせながら方向性を今後決めていくということになりますので、現在のところ、これといった編纂方針を明確に持っているわけではございませんけれども、将来に、これまでの黒潮町の歴史が将来の町民の皆さまに残せるような、そういう、黒潮町のまた誇りが持てるような町史にしていきたいと思っております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち12款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

次に、第2表地方債補正についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで第2表地方債補正についての質疑を終わります。

これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号、平成26年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号、黒潮町道の路線認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第15号の質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案を、それぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には、議案第9号から議案第12号まで。議案第13号の歳入の全部。歳出のうち2款、9款および12款。第2表地方債補正を付託します。

産業建設常任委員会には、議案第8号。議案第13号の歳出のうち6款から8款まで。議案第15号を付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第7号、議案第13号の歳出のうち3款、4款および10款。議案第14号を付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 11時 32分